

[illegible]

平成27年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 2月発送用(裏面)

お問い合わせは
『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1144
(平成27年11月2日から平成28年3月15日まで)

○自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

<受付時間>

月～金曜日 午前9:00～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1144」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細な説明を掲載していますのでご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

「ご案内は内側にあります。」

表紙の裏面へ折っていただくことができます。

折られている場合は、よく折がしずからおはさずください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
ー便利・お得・安心な口座振替をおすすめしますー

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

●口座振替なら、早割が利用できます。

・早割(当月保険料の当月末引落)は、毎月の保険料が50円割引となります。(*)

●口座振替による前納は、もっとお得です。

・保険料を前納されると割引があります。(*)

現金納付による1年度分の前納は 3,320 円の割引

(1年度分の保険料額 187,080 円が 183,760 円へ)

口座振替による1年度分の前納は 3,920 円の割引

(1年度分の保険料額 187,080 円が 183,160 円へ)

口座振替による2年度分の前納は 15,360 円の割引

(2年度分の保険料額 382,200円が 366,840 円へ)

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

●口座振替のお申し込みは年金事務所等です。

・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。

詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

(*) 上記の割引額・前納保険料額等は、平成27年度の金額となります。平成28年度の前納保険料額等については、平成28年2月下旬に告示される予定です。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

・国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象となります。

・世帯主が、世帯(家族)の国民年金保険料を連帯納付義務者として納付された場合も申告することができます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。

・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。

※平成28年1月1日以降に納付された保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除対象となります。

◆◆2年前納(口座振替)でもっとお得に！◆◆

口座振替には、割引額の大きな「2年前納」の制度があります。

・4月分から翌々年3月分までの2年度分の保険料を口座振替で当年4月末に納付

・2年間で15,360円の割引(平成27年度)

・2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象

詳しくは左記のホームページをご覧ください。

◆◆後納制度をご利用ください！◆◆

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけます。過去5年間に納め忘れの保険料があるときは、後納制度をお申し込みください。

詳しくは左記のホームページをご覧ください。